

経済戦略局（セーフティネット保証・危機関連保証認定等の補助業務）
会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「補助作業に従事する会計年度任用職員に関する要綱」に基づき任用される、経済戦略局（セーフティネット保証・危機関連保証認定等の補助業務）会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- （１）書類選考
- （２）面接選考

3 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- （１）「勤務日数」

1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

- （２）「勤務時間等」

午前8時から午後2時45分まで（休憩時間45分）

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。